

学校における働き方改革の推進について

教える内容や授業時間数が増える中、生徒指導や様々な事務作業、部活動の負担がますます重くなっている。文部科学省が平成28年度に実施した教員勤務実態調査結果では、10年前に比べ勤務時間が増えており、小学校教員の34%、中学校教員の58%が、1か月の超過勤務が80時間を超える、いわゆる「過労死ライン」にあたっている。

国においては、学校における働き方改革に関する総合的な方策が検討され、平成30年2月9日の文部科学事務次官通知では、業務改善に係る取組の徹底が示されたことから、今後、教育委員会においても、実効性のある取り組みを進めるための対策について検討を進めていく。

(1) 教育委員会として取り組む内容

①専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援

専門的な知見を持ったスタッフの役割を明確化して配置することで、教員だけでなく「チーム学校」として、いじめ・不登校等の教育課題に対応していく。

- ・スクールリーダー ・スクールソーシャルワーカー ・スクールカウンセラー ・特別支援教育指導員等 の配置促進
- ・部活動指導員 の配置検討

②学校業務の効率化

学校業務を効率化し、教職員の時間外勤務を短縮するとともに、子どもと向き合う時間を確保し、教育環境の充実を図る。

- ・統合型校務支援システムの導入検討
- ・市指定研究の見直し（H31 から見直し計画済み）
- ・長期休業期間中の一斉学校閉鎖の検討
- ・放課後及び休日の留守番電話対応の検討

(2) 学校以外が担うべき業務の検討

①学校徴収金の収集・管理

学校徴収金の収集・管理等について、学校以外で担うことができないか検討。

②給食の対応

アレルギー対策等学校教職員の負担を軽減するために、中学校では市費栄養士を配置しているが、小学校では栄養教諭が配置されていない学校があり、給食費の徴収事務も含めて検討。

③地域ボランティアとの連絡調整

コミュニティ・スクールを推進し学校運営協議会を設置することで、学校と地域との連絡調整をスムーズに行えるようにする。（H30モデル校拡充）

(3) 部活動の在り方の検討

教員の負担軽減生徒の健全な成長の確保の観点から、部活動の適切な活動時間や休養日について明確に基準を設定、外部指導者の活用や部活動による通学区域の変更許可等を検討。

- ・「ノー部活動デー」の市内統一実施状況の効果検証
- ・早朝練習や活動時間の制限
- ・部活動指導員の配置効果
- ・部活動による通学区域の変更許可 等